

令和7年度 加西市子どもの学習・生活支援事業業務委託
プロポーザル募集要領

加西市福祉部

地域福祉課

(令和7年5月)

1 趣旨

生活困窮者自立支援法に基づき、「貧困の連鎖」を防止する観点から、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、学習支援や学校・家庭以外の居場所づくり、親への養育支援を通じた家庭全体への支援、就労・進路選択等に関する支援を行うことが求められている。また、本事業を入口として、必要に応じて市が実施している自立相談支援事業と連携することにより、世帯全体への支援を行い、子どもの将来の自立に向けた包括的な支援を行うことができる。

これらを踏まえ、加西市子どもの学習・生活支援事業業務委託の実施に当たっては、事業者の業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる「契約候補者」及び契約候補者の次に契約の相手方となる候補者（以下「次点者」といい、契約候補者及び次点者を「契約候補者等」という。）を選定するものとする。

2 業務の概要

- (1) 業務名：加西市子どもの学習・生活支援事業
- (2) 業務内容：別紙「加西市子どもの学習・生活支援事業業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (4) 履行期間：令和7年10月1日から令和10年9月30日まで

3 提案上限額（予算額）

令和7年度 年1,800,000円（10月事業開始（準備期間を含む。）、消費税及び地方消費税相当額を含む。）

令和8年度 年3,600,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

令和9年度 年3,600,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

令和10年度 年1,800,000円（令和10年4月～令和10年9月30日まで。消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 物価価格の高騰並びに賃金上昇及び処遇改善等に伴い、提案上限額に基づく人件費見込み額では事業運営が困難であると当市が特に認めた場合に限り、2年目以降の額について協議のうえ変更することがある。

4 契約候補者等決定までの流れ

(1) プロポーザルへの参加を予定する者（以下「参加予定者」という。）は、指定期日までに市に参加申込みをし、市から参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）の通知を受けた場合にプロポーザルに参加できるものとする。

(2) 参加者は、指定期日までに市に企画提案書等を提出したのち、契約候補者等の選定のための審査を受けるものとする。

(3) 市は、審査の結果、得点が最上位となった者を「契約候補者」、第2位となった者を「次点者」として選定し、まず契約候補者と期間を定めて企画提案の内容をもとに契約締結に向けて契約条件等について協議を行うものとする。

(4) 上記(3)の期間内に市と契約候補者との協議が整わない場合は、市は次点者と協議を行うものとする。

(5) 本プロポーザルに係る日程については、「11 日程及び提出書類等」のとおりとする。

5 参加者の資格要件

参加者は、次のすべての要件を満たさなければならない。

番号	資格要件	内容	提出書類
1	業務実績	過去5年間において、本案件と同種及び同程度と認められる業務の履行実績があること。	業務実績調書 (別記様式1)
2	①入札参加資格者名簿への登録	加西市財務規則(昭和42年加西市規則第40号)第105条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されていること。 ただし、対象業務の性質又は目的からして、入札参加資格者名簿に未登録事業者の参加や業務遂行のために新しく企業、団体等を設立し参加を認める場合は、所定の期日までに加西市財務規則第105条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録できることを条件としてプロポーザルに参加させることができるものとする。	入札参加資格者名簿登録についての誓約書 (別記様式2)
	②地方自治法施行令第167条の4の規定	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。※契約を締結する能力を有しない者及び破産者でないこと。	
	③指名停止措置	加西市工事請負等契約に係る指名停止の措置要領(平成6年加西市訓令第23号)に規定する指名停止の措置要件に該当しないこと	参加資格についての誓約書 (別記様式3)
	④市税を滞納していないこと	市税を滞納していないこと。	
	⑤消費税及び地	消費税及び地方消費税を滞納していないこと。	納税証明交付申請書 (別記様式4) ※市内業者のみ
			納税証明書

	方消費税の納付状況		※税務署の発行するもの
3	経営の安定性	会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てを行っている者ではないこと。	決算関係書類 （損益計算書及び貸借対照表）
4	契約の相手方としての適格性	加西市暴力団排除条例（平成 24 年加西市条例第 1 号）に規定する暴力団等でないこと。	暴力団排除条例に関する誓約書 （別記様式 5）

6 参加申込・資格審査について

(1) 参加申込の方法と資格審査書類

参加予定者は、「プロポーザル参加申込書」（様式 1）に必要事項を記入し、代表者印を押印のうえ、企画提案書等の関係書類及び次の関係書類を添えて所管課に提出すること。

【参加資格審査書類】

① 会社概要（パンフレット等）	⑤ 暴力団排除条例に関する誓約書
② 業務実績調書	⑥ 市税納税証明書（市内業者のみ）
③ 入札参加資格者名簿登録についての誓約書	⑦ 納税証明書（消費税等）
④ 参加資格についての誓約書	⑧ 決算関係書類（財務諸表等）

提出先：加西市福祉部地域福祉課

提出期限：令和 7 年 6 月 16 日（月）午後 5 時 必着

提出方法：持参または郵送（提出期限までに必着のこと）

(2) 参加を辞退する場合

参加表明者又は参加申込者がプロポーザル参加を途中辞退する場合には、「プロポーザル参加辞退届」（様式 2）に必要事項を記入し、代表者印を押印のうえ、上記提出先に持参または郵送で提出すること。

(3) 資格審査結果の通知

市は、参加申込者の資格要件の適否について審査し、その結果を令和 7 年 6 月 19 日（木）までに通知するものとする。

7 質疑・回答、説明会

(1) 質問書の提出

ア 提出書類 質問書及び回答書（様式第 3 号）

イ 提出期限 令和 7 年 6 月 16 日（月）午後 5 時まで

ウ 提出場所 加西市福祉部地域福祉課

エ 提出方法 FAX 又は電子メールのいずれかとする。

※ 電話・来庁等の口頭による質問は受け付けない。

※ 電子メールで提出する場合、メールの件名は「加西市子どもの学習・生活支援事業業務委託に係るプロポーザルの問い合わせについて（会社名）」とすること。また、必ず電話による受信確認を行うこと。

(2) 回答

質問に対する回答は、質問者には質問書に記載されたメールアドレス宛に速やかに回答する。また、令和7年6月19日（木）までに、参加申込者全員へ全ての回答をメールにて送付する。

※ 参加資格要件を満たさないことが明らかな質問者からの質疑については、市は回答しないことができる。

(3) 説明会

説明会は開催しない。

8 企画提案について

(1) 企画提案書等の作成

参加者は、仕様書に基づき、考えうる最適な方策を企画提案書等により提案するものとする。企画提案は1者につき1件とする。

なお、企画提案書等に記載された内容については、提出された見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

ア 企画提案書

企画提案書作成項目及び仕様書等を参照のうえ、項目順に作成すること。

書式は任意とするが、用紙はA4とし、頁数は表紙・目次を除いて20ページ以内とする。

イ 見積書及び見積内訳書

履行期間内に本業務内容を実施するための費用を提案上限額の範囲内で作成することし、上限額を超える見積書は無効とする。（様式は任意。代表者職氏名を記入し、押印のこと。）

金額は消費税等込みの金額を記入すること。

【企画提案書作成項目】

① 業務実施計画（応募の動機・運営方針・役割と機能）
② 実施体制（経営基盤と人材確保の安定性）

③ 教育内容
④ 講師配置
⑤ レクリエーション内容
⑥ 連携体制（市、関係機関、市内企業等）
⑦ 守秘義務

(2) 提出部数

- ・ 正本 1部
- ・ 副本 6部

(3) 提出の期限、方法及び場所

期限：令和7年6月30日（月）午後5時 必着（ただし、土・日曜、祝日を除く）

方法：直接、地域福祉課窓口へ持参か、書留郵便とする。

場所：加西市福祉部地域福祉課

※ 提出期限を過ぎた企画提案書は受け付けない。

※ 郵送による提出の場合、提出期限までに市に到着しなかったものは受け付けない。

(4) 企画提案書に対する質問

企画提案書等の内容について、市が参加者に問い合わせを行った場合は、問い合わせを受けた参加者は速やかに回答するものとする。

9 審査基準及び審査方法

(1) 審査基準

別紙「審査評価基準」のとおり

(2) 審査方法

庁内に「加西市子どもの学習・生活支援事業プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。選定委員会は「審査評価基準」に基づき第1次審査及び第2次審査を実施し、契約候補者及び次点者を決定する。なお、総合評価点と同じ場合は、事前に設定した項目の点数が高い者を上位者とする。

(3) 第1次審査（書類審査）

プロポーザル参加者が多数となった場合、企画提案書の内容、実施体制等を書類審査し、第2次審査に進む者を選定する。

市は、書類審査し、第2次審査への参加の可否について令和7年7月2日（水）までに通知するものとする。

(4) 第2次審査（書類・ヒヤリング審査）

ア 実施日程 令和7年7月14日（月）

イ ヒヤリング方法

① 1申請者あたりの説明時間は30分以内、質疑応答は15分以内とする。なお、グループ申請の場合は、すべてのグループ構成団体から説明者が出席すること。

② プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が用意すること。ただし、プロジェクターは市が用意する。

③ 参加者の出席者は4名以内とする。

※ 市は、プレゼンテーション内容を録画又は録音することができる。

※ 第2次審査は提出された提案資料を基に行う。（追加提案の説明や追加資料の配布は認めない）

(5) 決定

選定委員会において、審査評点数により契約候補者及び次点者を決定する。

(6) 結果通知

選定委員会の審査の結果は、参加事業者全員に文書で通知する。

10 契約締結に向けての協議

(1) 仕様等の確定について

所管課は、契約締結に向けて、契約候補者と協議を行うが、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。

協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の見直しを行ったうえで本契約の仕様に反映させることとするが、募集要領に示した基本となる事項については変更できない。次点者においても同様とする。

(2) 契約金額について

契約金額は原則として、企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。

(3) 契約書について

契約書は、市が用意したものを使用する。

11 日程及び提出書類等

内 容	時 期
募集要領の告示、配布	令和7年 5月29日 (木)
参加申込書の提出期限	令和7年 6月16日 (月)

質問事項の受付期限	令和7年 6月16日 (月)
資格審査結果の通知	令和7年 6月19日 (木)
質問の最終回答	令和7年 6月19日 (木)
企画提案書の提出期限	令和7年 6月30日 (月)
第2次審査の案内	令和7年 7月 2日 (水)
審査結果の通知	プレゼンテーション後概ね1週間後
業務履行の開始	令和7年10月 1日 (水)

12 その他

(1) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 募集要領に定める事項に違反が判明した場合
- ② 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- ③ 募集要領に定める方法以外で市職員、選定委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合
- ④ その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと市が判断した場合

(2) 企画提案に要する費用はすべて参加者の負担とする。

(3) 採用された企画提案書は、「加西市情報公開条例（平成9年加西市条例第1号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

(4) 契約候補者となった場合、業務実績として本市の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については本市の許可なく開示できないこととする。

(5) 提出された企画提案書等は返却せず市の所有物として組織内で複写・配付を行う場合がある。

(6) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜市が判断するものとする。

13 問い合わせ先

加西市役所福祉部地域福祉課 担当 繁治／桃原

電 話：0790-42-7520

F A X：0790-43-1801

E-mail：seikatsushien@city.kasai.lg.jp